

別表

区分 (第1欄)	対象事業所・施設種別 (第2欄)	補助対象経費 (第3欄)	基準額 (第4欄)
入所系サービス事業所	施設入所支援 短期入所 共同生活援助 宿泊型自立訓練 障害児入所施設	令和3年度と比較して令和5年度中に高騰したエネルギー・食料品価格等分に対する費用額（ただし、電気料金の高騰分、消費税及び地方消費税額分を除く。）から、本事業の対象経費にかかる市町村等補助分を控除した額	(令和5年10月31日以前) 利用定員 49人以下 38万円 ----- 50人以上 72万円 ----- (令和5年11月1日以降) 利用定員 49人以下 84万円 ----- 50人以上 160万円
通所系サービス事業所	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス		(令和5年10月31日以前) 12万円 ----- (令和5年11月1日以降) 28万円
訪問及び相談系サービス事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 自立生活援助 就労定着支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援		(令和5年10月31日以前) 3万4千円 ----- (令和5年11月1日以降) 7万5千円

- ※1 対象事業所・施設等について、令和5年7月1日（基準日）時点で指定等を受けているものであり、また、今後も事業を継続する意思のある事業所で、申請時において休止・廃止しているものは含まない。
- ※2 区分に掲げる事業所は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める事業所が対象であり、多機能型については1つの事業所として取扱う。
- ※3 補助金の交付額は、本表の第3欄に定める補助対象経費額（電気料金の高騰分、消費税及び地方消費税額分を除く。）から本事業の対象経費にかかる市町村等補助分等を控除した額と同表の第4欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※4 本表の第4欄に定める基準額について、令和5年10月31日以前に申請した事業所が、令和5年11月1日以降に再度申請する場合、令和5年11月1日以降の基準額から令和5年10月31日以前の交付額を差し引いた額を基準額とする。